

令和五年三月

大学院文学研究科

竹田 正則 提出 学位申請論文

『都城藤原京の研究』 審査報告書

國學院大學

竹田 正則 提出 学位申請論文

『都城藤原京の研究』審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、わが国初の本格的な中国式都城として造営された藤原京について、史料も適宜引用しながら、膨大な量にのぼる発掘調査成果から考古学的手法にもとづき、その歴史的意義をあきらかにすることを目的とする。構成だが、序章から終章まで計一一の章からなり、序章・第一章・終章が新稿、それ以外は既発表の論文である。

序章では、これまでの研究史を概略するとともに本論文の解明するべき目的をあきらかにした。藤原京の研究は、江戸時代の賀茂真淵、本居宣長の藤原京の所在探求を経て、これまでの藤原京の研究は藤原宮の位置確定、京城の復元と藤原京に敷設された条坊道路の規格と施工精度を中心に進められ、藤原京の骨格はほぼ解明されたといえる。

第一章「藤原京の造営と皇子以下諸臣の位階昇進」では、まず持統天皇が実質的に藤原京の造営者であったことを『書紀』および『統紀』で確認した。そして、藤原京に集住させた皇子以下諸臣の人員推移を、大海人皇子が壬申の乱に勝利し天武天皇として即位した天武天皇元年(六七二)から和銅三年(七一〇)年三月の平城京遷都までを整理し、藤原宮へ遷居した持統天皇八年(六九四)から「始めて藤原宮の地を定む」と藤原京の完成を宣言した慶雲元年(七〇四)までの皇子以下諸臣の位階昇進と人員数の推移と京人の世帯数から、持統天皇八(六九四)年では二〇〇・五区画(皇子・皇女、王・女王の位階無表示者一〇名を含めると二一〇・五区画(以下同じ)、大宝元年(七〇一)では四二〇・五区画(四三〇・五区画)、慶雲元年(七〇四)年では八四九・七五区画(八五八・七五区画)が皇子以下に班給する宅地の区画数として必要になる。この前提をもとに、藤原京の京城、藤原京の造営に要した土木量、位階と班給地及び居宅との関係について各章で論及する。

第二章「藤原京成立前史」では、藤原京が造営される以前の景観に焦点をあ

てる。藤原京の京城には、著名な四条古墳群や埴輪が多数出土する藤原宮の古墳群、左右京の北四条一坊・二坊から北京極にかけて展開する古墳群、右京北二・三条五坊に展開する古墳群、以上の四地域で古墳群が築かれた。また住居は、左京で九条四坊域、十条三坊域、十条四坊域、十一条一・二坊域、右京では一条一坊域、二条二条域、二条三坊域、五条三坊域、六条六坊域、七条一坊域、七条五坊域、八条四坊域、九条三坊域、十条四坊域、十条五坊域など、少なくとも一五地域で存在した。このほか弥生時代の方形周溝墓群も六地域で古墳時代まで存在し、藤原京の造営によって消滅したことをあきらかにした。なお、万葉集に詠まれた「水沼」として、右京北五条十坊域の二四基で構成される方形周溝墓では、西端に湿地が展開しており、有力な候補となる。これら前代の景観を消し去り、藤原京が造営されたことをあきらかにした。

第三章「藤原京の京城」では、平成八年に東京極・西京極跡を検出した成果をふまえ、小澤毅、中村太一両氏が『周礼』冬官考工記に記された都城の理想形をモデルとした十条十坊説に疑問を呈する。そこで、藤原京の造成の基準と

した官道・古道の整備時期と条坊施工の関係、さらに現在判明している条坊道路の多様な交差形態の目的について検討をおこなった。その結果、条坊道路の施工は官道の整備に即応し、条坊道路の多様な交差形態が京内に流れる河川や基幹水路への計画的排水を目的としたと説く。一方、京内に入り込む香具山や甘櫛丘から派生する丘陵地帯には、条坊道路が施工されなかったこともあきらかにした。以上を根拠として、条坊道路を施工した範囲を京城とすべきと説き、藤原京は南北九条、東西各五坊で、東は四条大路以南に条坊道路が施工されない、すなわち東が張り出す形状として造営したと理解し、その平面形状が平城京に受け継がれたと考えた。

第四章「藤原京の造営に要した造成土量」では、藤原京の造営に要した造成土量を取り上げる。まず条坊道路側溝の掘削深度も令大尺が適用された蓋然性をあきらかにし、藤原宮跡で検出した条坊道路側溝の発掘調査成果をもとに、側溝の掘削深度が三大尺に復元できるとした。次いで藤原京の整地土の厚さ、および藤原宮の殿堂建設に際して開削した運河の距離を大和国条里復元図が示

す土地の字名から確認し、開削された運河を復元した。以上の復元をもとに藤原京の造成土量は、一三二四万三四七二・三立方メートルと算出した。また、これらの土量を要する造成に費やされた期間は、後のことではあるが、恭仁京の造営にあたって『続紀』の天平一三年（七四一）九月九日「宮の造営にあてるために、大養徳・河内・摂津・山背四ヶ国の役夫五千五百人を徴発した」と記す五五〇〇人で算出すると、七四八日、つまり二年以上におよぶ。

第五章「藤原京の建物建築に要した土木量」では、まず藤原宮の殿堂や回廊と宮城十二門の基壇についても既調査から基壇高を復元し、建物建造に係る土量は、五一万四六〇・六二立方メートル以上と計算した。次に、藤原宮の殿堂をはじめ京内に建築された建物の用材について、柱本数を推計した。建物柱材の数は、序章で論じた位階ごとの皇子以下諸臣の動向に依拠するとともに京人の世帯数にこれまでに判明している班給宅地内での建物の棟数と規模を典型例として調達本数を推定した。その結果、藤原宮の殿堂を含め藤原京に建築された建物の柱本数だけでも五八万八八三八本を必要とする。そして、建物の柱本

数だけの用材を確保する山林面積は、伊勢神宮の式年遷宮に必要とした山林面積四四〇〇ヘクタールを参考に、五五五九ヘクタールと推計した。

第六章「藤原京における宅地班給とその実態」では、持統天皇五年（六九二）の詔における位階に応じた宅地班給規定について、既往の調査で判明した宅地の様相から班給地の実態を取り上げた。まず、発掘調査成果から、詔に即した四町・二町・一町・二分の一町・四分の一町の宅地を確認し、これら宅地の規模は、四辺を条坊道路に囲まれた一区画、すなわち一町を基準に拡大、細分したと理解した。次に宅地の区分方法を検討し、二町以上の宅地は藤原京の街区を形成する条坊道路を廃止し側溝を埋め、また、二分の一町宅地以下は、条坊道路の施工原理と同様に一町の宅地に各辺の中軸上に区画道路を敷設し、あるいは一条の溝を設ける、ないしは柱塀を設置し細分したことをあきらかにした。そして、一町以上の宅地は一条域から十一条域で左京・右京の四坊域に、二分の一町以下の宅地は一町以上の宅地域外から京極まで区域を定めたと考えた。また、生活用水としての井戸は、宅地の東南隅に設置したことをあきらか

にした。

第七章「藤原京の景観」では、まず条坊道路交差形態と橋の構架状況を概観し、条坊道路は坊道が優先するが、これが第三章で論じた藤原京が占有する地勢に規制された結果によると理解した。次に、宅地を囲む柱塀や建物の柱掘方規模に着目し、位階による違いを明白にした。その結果、一町以上の宅地では、柱塀の柱掘方が一辺〇・八メートル以上、建物の柱掘方一辺一・〇メートル以上に対し、二分の一町以下の宅地では柱塀の掘方が一辺〇・六メートル以下、建物の柱掘方一辺〇・七メートル以下となる。このことから、一町以上と二分の一町以下で柱掘方規模が明確に区分されていたことがあきらかであり、藤原京は藤原宮を頂点に位階の高低が即応し序列化された街区の景観が特徴と論じた。

第八章「藤原京の宅地建物遺構」では、位階に応じて班給された宅地に建築された建物の序列の有無に注目する。その結果、宅地規模に関わらず建物は、主殿を頂点に脇殿、付属建物と等級付けられた。加えて一町以上の宅地には、桁行四間以下の建物は少なく、二分の一町以下の宅地には五間以上の建物が建

築されなかつたことをあきらかにした。一方、建物規模は等級付けられるものの、柱間寸法は桁行・梁行の間数が同じ規模の建物でも尺数に長短があり、柱間寸法まで規制されるものではなかつた。しかし、班給された宅地に建築された建物はその空間内で序列化され、藤原宮にみられる序列化が街区の建物にも貫徹することが明白とした。

第九章「藤原京の役所」では、はじめに左京六条三坊に左京職、同七条一坊に衛門府、右京七条一坊には右京職をはじめ、京内の役所は上記以外にも左京域に二条一坊東北坪、二条二坊西北坪、七条二坊西北坪、十一条一坊西南坪、十一条二坊西南坪、右京域では一条一坊東北坪・西南坪、一条二坊東北坪、四条五坊西北坪・西南坪、四條六坊東北坪、五条五坊西北坪、五条六坊東南坪、六条五坊東北坪、七条六坊東北坪、十二条三坊西南坪、十二条四坊東南坪におよぶ点を整理した。ただし、これら坪に置かれた役所の多くは、工房関連の役所であり、条坊名から計画的に配置したと判断できる。また、役所が占有する区画数は三二区画で、班給可能な区画数に対し三パーセント強を役所空間に割

り当てた。つまり藤原京は、皇子以下に班給された宅地ともに役所空間を併設した都城と理解した。

終章「藤原京の成立にみる歴史的意義」では、これまでの論点と主張を整理する。第一に、発掘調査成果から復元できる藤原京の形状は、その独自性を強調するよりも、発展的に平城京に受け継がれる点を強調する。第二に、条坊道路や班給宅地、さらに班給宅地内の建物や柱掘方の規模の違いが明示される、つまり京内は格式に応じた街区の構成であった点を重視する。以上、藤原京の造営技術、街区の構成、身分秩序の視覚化は、のちの都城造営の方向を決定した。ここに都城史における「藤原京」の歴史的意義があると結論づけた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本初の本格的都城である藤原京について、発掘調査成果にもとづき、さまざまな観点からその実態をあきらかにした、いわば藤原京の包括的研究を企図するものである。市職員として日々の業務に忙殺される中、自らの意思でこうした体系的な研究を成し遂げたことに、まずは敬意を表する。

さて、本研究の主たる論点は、京域の復元（第一～三章）、造営事業規模の算出（第四・五章）、宅地を中心とした京内の景観復元（第六～九章）の三点に集約されよう。まず、申請者の藤原京研究の出発点ともいえる京域復元で、藤原京を論ずるための前提条件を整理し、その造営過程を復元したのち、実際に都城として機能していた時期の考察へと議論が展開する。複数の研究視座が要領よく説明できるのは、すなわち各章の配列が適切であるからに他ならない。

京域の復元や宅地班給の実態に迫るには、官人の位階や位階ごとの人数といった実態把握が欠かせない。そこで第一章では、史料から諸臣の位階昇進を整理し、宅地班給基準に照らし合わせて京内に必要な宅地の区画数を算出し

た。その結果、往年の定説であった岸俊男説では区画数が不足し、小澤毅や中村太一らが主張する東西一〇里、南北一〇里であれば充足できると説く。史料を丹念に読み込んだ成果から、藤原京に必要な宅地を算出し、京城を復元する前提を整理した本章の主張は、きわめて明快である。と同時に、考古学的手法のみに依拠するのではなく、史料も駆使した議論は、歴史考古学の特徴を余すところなく伝えるもので、その手堅い分析手法も相俟って、本書の価値を高めることに成功している。

第二章で藤原京造営に際して壊された古墳、壊されなかった古墳をはじめ藤原京造営にかかる一帯の改変とその前後の景観復元をおこなったのち、第三章で藤原京の京城復元に議論がおよぶ。京城が東西一〇里とする点は、先の小澤・中村説に同調するものの、南端の一里分が地形的に施工困難などの理由から、南北九里という従来にない復元案を提示した。考古学的な証左が不明な現状では、竹田説あるいは小澤・中村説いずれに決するか確言できないが、今後の発掘調査成果によってあきらかになるだろう。また、香具山による未施工部分を

加味すると、実際に条坊道路を施工した部分は、東側に張り出した形状とし、平城京との類似性を指摘する。これは、平城京が唐長安城をモデルとしたと主張する井上和人の所論と鋭く対立するが、今後平城遷都の理由を追究する際に考慮すべき言説として注目される。

続く第四・五章では、藤原京造営にともなう造成土量と建築に必要な土木量を、発掘調査成果にもとづき算出した。古墳の築造にともなう作業量や時間についての復元研究は、いくつか存在するものの、都城という空前の一大事業を対象とした作業量の試算は、あまりに煩雑でこれまで検討の手がおよばなかった領域である。申請者はその困難な課題に向き合い、造営に要した総土量を一三一四万立方メートル強、建築資材としての材木は五八・二万本と算出した。なお藤原京造営の総土量は、日本列島最大規模の古墳である堺市大仙陵古墳の墳丘のほぼ九・五基分に相当し、その途方もない土量を具体的な数値であとづけることとなった。こうした試算は初というばかりでなく、定量的に他の巨大造営事業と比較検討する道筋をつけた先駆的研究として、土木史的見地からも

高く評価できる。

第六章では、発掘調査成果から藤原京内の宅地班給の実態についてあきらかにする。すなわち一町以上の宅地は藤原宮周辺に、一町未満の宅地がそれより外側に配置され、一町以上の宅地の場合、建物の規格や配置、井戸や水洗トイレの位置まで細かく規定されていた可能性を示唆する。第七章では、条坊道路の交差点と橋、道路沿いの塀や門といった京内を往来する際の景観を復元する。橋は京内のどこでも簡素なつくりであること、基幹水路や運河としての機能を有する条坊側溝が存在し、排水計画の観点から坊路が優先的に施工されたこと、一本柱塀で区画された宅地のうち、桁行五間以上の大型掘立柱建物が建つ区画は、一町占地以上であった可能性と、藤原京段階では条坊道路に面する門の設置基準がなかった点を推測する。さらに第八章において、発掘遺構からみた宅地内の建物規模は、第六章で示した宅地規模に応じて異なっており、序列化が宅地規模にとどまらず建物規模にまでおよんだと説く。それと同時に、第九章にて京内、とくに宮周辺に役所が多数所在していたこともあきらかにす

る。藤原宮でも、大極殿院を頂点とした建物や基壇、階段にいたるまで徹底して序列化していたことが発掘調査成果から明白である。つまり藤原京は、宮を中心として同心円状に序列を明示した空間であったことが判然とし、本論文の主張と見事に合致する。

終章で各章の論点を整理し摺筆するが、一読して考古資料のみならず史料を丹念に読み込んだ上での行論は、いずれも説得力が強い。藤原京の京域について、新たな復元案を提示したこと、藤原京造営にかかる作業量を具体的な数値で試算し、日本初の中国式都城の造営という巨大プロジェクトの実態を知る手がかりを得たことが特に重要な成果と評価できる。その意味で本論文の白眉は、第三～五章といえる。無論、その他の章を含めた本論文での主張は、前提となる発掘調査成果を明示し、かつそれが網羅的である信頼性が根底にある。信頼のおける議論を可能としたこうした入念な議論の土台づくりは、著者が長年にわたり藤原京の調査・研究に謙虚かつ真摯に取り組んできた姿勢と重なる。

右の通り、発掘調査成果というデータに立脚した堅実な議論から新たな知見

を数多く開陳し、そのいずれも強い説得力を有する本論文だが、いっぽうで残された課題や疑問点がいくつか見受けられた。

まず、論文全体を俯瞰すると、先に示したとおり各章の充実度と完成度の高さは評価できる反面、長年の研究成果をまとめた本論文の性格上、章をまたぐ検討が少ない点が惜しまれる。第二章の藤原京造営にともない破壊された古墳や建物に関する検討は、破壊された遺構とそうでない遺構を発掘調査成果からあきらかにすることに成功している。他方、破壊された建物群には、藤原京造営直前期の宅地も含む。だからこそ、対象を他地域にまで拡張、可能であれば建物群をグルーピングして単位を明示し、その上で第六章における藤原京の宅地班給との関連性を模索するといった工夫を加えることで、宅地班給の面積決定にいたるプロセスが推測できる可能性が高まるだろう。

次に、文章に疑問を覚える箇所が、いくつか認められた。大きくは二点ある。一点目として、用語の問題である。例えば、「坊」は、一坊Ⅱ一六町と一坊Ⅱ四町の両者が混用され、どちらを指すのか不明瞭な箇所が目立つ。「条路」

は「東西道路」、「坊路」は「南北道路」と表記するのが適切であり、「間路」は「条(坊)間路」、「偶(奇)数大路」も「偶(奇)数条坊大路」とすべきである。また「先々行」条坊という用語は、あくまでも俗称であることに注意せねばならない。さらに、藤原京造営時に「基準とはならなかった中ツ道」(三九頁)と「京東半の坊路は中ツ道を基準として配置」(七九頁)は、矛盾している。このほか、六五三〜六七二年にしか見えない「倭京」を、六八〇年の「京内二十四寺」「京内諸寺」の「京」と同一視するのも疑問を覚えるなど、いくつか表記上の問題が認められた。

二点目として、検討対象が不足する論点が一部に見受けられた。本論文では、格式差を可視化した政治的空間あるいは都市空間としての藤原京を強調するいっぽう、儀礼・祭祀空間としての藤原京に対する言及がなかったのは残念である。また、第五章において建物の土木量を試算するが、湿潤な土壌環境下で巨大かつ重い瓦葺き建物に不可欠な地盤改良の一種である掘込地業の工程が含まれない。加えて、版築にともなう突き固めに必要な員数と時間なども、日本

初の瓦葺き礎石建物の宮殿となった藤原宮であれば論及すべきではなかったか。また、礎石の点数や産地にかんする検討はあるものの、総重量の試算は示されず、各種資材の採取・伐採・運搬などにかかる労力への言及もないため、土木量ひいては都城の造営事業全体を展望するには、さらに付加すべき属性があることも指摘しておきたい。

右のとおり、本論文にはいくつかの課題や問題点が残る。ただし、右に記した諸課題は、他者であれば煩雑に過ぎて避けてしまうであろう膨大な発掘調査データを十全に活用し、京城や造営、宅地班給といった藤原京研究に不可欠な課題に対して一定の解を見いだした本論文の価値を損なうものではない。また本論文で繰り広げた主張は、いずれも今後の藤原京研究に欠かせない重要な指摘が多く、今後の藤原京あるいは都城研究に裨益する内容であることは言を俟たない。よって、本論文の提出者竹田正則は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

令和五年三月九日

主 查 國學院大學教授

青木 敬 ①

副 查 國學院大學教授

谷口 康浩 ①

副 查 茨城大学名誉教授

茂木 雅博 ①

副 查 三重大学教授

小澤 毅 ①